

武蔵野市難病者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

武蔵野市難病者福祉手当条例施行規則（昭和57年5月武蔵野市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
（所得の額） 第4条 条例第3条第2項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 加算対象扶養親族等（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族のうち、控除対象扶養親族（同法に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族（同法に規定する扶養親族をいう。）以外のものをいう。以下同じ。）がない場合 <u>3,661,000円</u> (2) 加算対象扶養親族等がある場合 <u>3,661,000円</u>に次に掲げる額を加算した額 アからウまで （略） （所得の額の計算方法） 第6条 （略） 2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額	（所得の額） 第4条 条例第3条第2項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 加算対象扶養親族等（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族のうち、控除対象扶養親族（同法に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族（同法に規定する扶養親族をいう。）以外のものをいう。以下同じ。）がない場合 <u>3,758,000円</u> (2) 加算対象扶養親族等がある場合 <u>3,758,000円</u>に次に掲げる額を加算した額 アからウまで （略） （所得の額の計算方法） 第6条 （略） 2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額	字句の改正 字句の改正

を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。 (1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号から第4号まで又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額。ただし、条例第3条第2項第1号イに規定する者の所得の場合にあっては、社会保険料控除額は8万円とする。 (2)から(5)まで (略)	を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。 (1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号から第4号まで、第10号の2又は第12号に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額に相当する額。ただし、条例第3条第2項第1号イに規定する者の所得の場合にあっては、社会保険料控除額は8万円とする。 (2)から(5)まで (略)	字句の改正 字句の改正
--	---	---------------------------

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の武蔵野市難病者福祉手当条例施行規則の規定は、令和8年8月以後の月分の難病者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の難病者福祉手当の支給については、なお従前の例による。